

## 多様な採用手法導入支援補助金 Q & A

(令和2年10月5日現在)

### 1 補助対象事業者について

- Q1-1 対象となる事業者は？
- Q1-2 県外に本社がある場合、県内の事業所長等から申請してもよいか？
- Q1-3 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）とは？
- Q1-4 「令和2年3月1日以降において、令和3年3月卒業予定の高校生又は大学生等の新規採用求人又はその他の採用求人を公表していること」とあるが、どのように確認するのか？
- Q1-5 1事業者あたり申請は1件か？

### 2 補助対象経費について

- Q2-1 「インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費」について、就職情報会社などの民間企業等が企画する合同WEB企業説明会への参加経費も対象となるか？
- Q2-2 求人広告掲載にかかる経費のみの申請でも良いのか？
- Q2-3 「インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費」について、インターネットで行う説明会の広報費も補助対象となるのか。
- Q2-4 「インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費」について、説明会で使用するプレゼン資料の作成委託料も補助対象となるのか。
- Q2-5 「インターネット上で実施する面接の導入に要する経費」について、面談を実施するための動画撮影カメラやタブレット等の購入費用も補助対象となるか？
- Q2-6 「インターネット上で実施する面接の導入に要する経費」について、導入するタブレット等の保守費や、すでに保有する機器の改修費も補助対象となるか？
- Q2-7 「事業所の魅力や採用情報を発信するホームページの新設や改修等に要する経費」について、どのような取組を想定しているのか。
- Q2-8 「その他事業所の魅力や求人情報をインターネット上で広く発信するために必要な経費」について、一般的な就職情報サイトへの求人情報掲載料や電子DMの配信料も補助対象となるか。
- Q2-9 一般的な就職情報サイトへの求人情報掲載について、掲載期間の条件はあるのか？
- Q2-10 「その他事業所の魅力や求人情報をインターネット上で広く発信するために必要な経費」について、完全成功報酬型求人サービスの情報掲載料、紹介手数料も補助対象となるか。

- Q 2 - 11 一般求職者の求人掲載にかかる経費も補助対象となるか？
- Q 2 - 12 アルバイト求人の情報掲載にかかる経費も補助対象となるか？
- Q 2 - 13 自社のホームページに企業PR動画を掲載したい。動画の作成も補助対象となるか？
- Q 2 - 14 You Tubeでの採用情報の有料広告掲出にかかる経費は補助対象となるか？
- Q 2 - 15 自社のホームページ等に会社の電子パンフレット（会社案内）を掲載したい。補助対象となるか？
- Q 2 - 16 インターネット情報の掲載料については補助対象となるか。
- Q 2 - 17 会社の魅力や求人情報の発信のための電子書籍の作成費は補助対象となるか。
- Q 2 - 18 事前課金（チャージ）型の求人情報掲載（Indeedへの掲載など）にかかる経費については、補助の条件があるか。

### 3 補助対象事業期間

- Q 3 - 1 補助対象となる事業費の支出期間は？
- Q 3 - 2 求人情報掲載料等について、1年契約など一定期間の契約に対し、一括の支払を令和3年3月末までに終えていればすべて補助対象となるか？
- Q 3 - 3 着手届の事業完了予定日とは？
- Q 3 - 4 求人情報掲載料等について、月単位での支払の場合はいつまでの経費が補助対象となるのか？
- Q 3 - 5 パソコンを導入する場合、導入後に申請するのか？

### 4 他の補助金の併用

- Q 4 - 1 国、県、市町村、その他補助金で補助対象とならなかった経費の申請は可能か？

### 5 交付申請に関すること

- Q 5 - 1 交付申請の受付期限は？
- Q 5 - 2 交付申請書等の提出先は？
- Q 5 - 3 申請時に必要な資料は？
- Q 5 - 4 県税の納税証明書はどこで発行されるのか？
- Q 5 - 5 県税の納税猶予を受けている企業は申請できないのか？
- Q 5 - 6 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第3号）に添付する領収証書の写しについて、複数の市町村に納税している場合は、全市町村の領収証書が必要か？

- Q 5 - 7 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第 3 号）に添付する領収証書の写しがない場合、市町村の確認印はどこで押印してもらえばよいか？
- Q 5 - 8 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書に添付する領収証書について、インターネット上での決済をしている場合、その振込画面を添付すればよいか？
- Q 5 - 9 交付決定前着手届（様式第 5 号）は必ず提出しなければならないか？
- Q 5 - 10 収支予算書の支出の部は税抜額を記載すべきか。
- Q 5 - 11 交付決定後、計画に変更が生じた場合は交付要綱第 9 条により必ず変更承認申請書（様式第 6 号）を提出しなくてはならないか。

## 6 補助金額、補助割合等

- Q 6 - 1 補助金額や補助割合は？
- Q 6 - 2 予算上限に達した場合募集終了とあるが、交付申請書を出した分は必ず補助されるか？

## 7 実績報告に関すること

- Q 7 - 1 実績報告時に必要な資料は？
- Q 7 - 2 本事業の実施に要した経費の内容、数量及び金額が確認できる書類の写しとは？
- Q 7 - 3 実績報告書の提出期限は？

## 8 補助金の請求に関すること

- Q 8 - 1 補助金請求時に必要な資料は？

## 9 補助金で導入した機器の処分制限や関係書類の保管に関すること

- Q 9 - 1 この補助事業における申請書類等の保存期間は？
- Q 9 - 2 補助事業により取得した財産の処分はいつまで制限されるのか？

## 1 補助対象事業者について

Q 1 - 1 対象となる事業者は？

(要件)

- ・ 県内に本社又は事業所を有する法人、任意団体及び個人事業者  
ただし、次のア～ウに掲げる者を除く。
  - ア 国
  - イ 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）
  - ウ 国及び地方公共団体が出資金等の額の 25 %以上を出資等している者
- ・ 令和2年3月1日以降において、令和3年3月卒業予定の高校生又は大学生等の新規採用求人又はその他の採用求人を公表していること。ただし、いずれの求人も県内の本社または事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。
- ・ 県税に未納がないこと。
- ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ・ 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

Q 1 - 2 県外に本社がある場合、県内の事業所長等から申請してもよいか？

可能であるが、代表者から県内事業所長等への委任状を提出すること。  
委任状の記入方法は、県ホームページから確認すること。

Q 1 - 3 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区  
連合及び土地区画整理組合を除く。）とは？

- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 株式会社国際協力銀行
- ・ 株式会社日本政策金融公庫
- ・ 港務局
- ・ 国立大学法人
- ・ 社会保険診療報酬支払基金
- ・ 水害予防組合
- ・ 水害予防組合連合
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公共団体金融機構
- ・ 地方公共団体情報システム機構
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方税共同機構
- ・ 地方道路公社
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 日本司法支援センター
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 日本年金機構
- ・ 日本放送協会

Q1-4 「令和2年3月1日以降において、令和3年3月卒業予定の高校生又は大学生等の新規採用求人又はその他の採用求人を公表していること」とあるが、どのように確認するのか？

ハローワークに提出した求人票の写し（※代表的なものをひとつ）、就職関連サイトの求人情報の写しや自社ホームページ等に掲載した求人情報の写し等を提供すること。

Q1-5 1事業者あたり申請は1件か？

(令和2年9月29日追加)

1事業者あたり申請は1件とする。

WEB面接の導入や自社ホームページの新設等を実施する場合は、ひとつの申請書にまとめて事業計画や収支予算を記入すること。

## 2 補助対象経費について

Q 2-1 「インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費」について、就職情報会社などの民間企業等が企画する合同WEB企業説明会への参加経費も対象となるか？

対象となる。

原則、交付決定日以降に実施した経費であれば対象となる。（※ただし、交付申請受理後、着手届を提出した場合は、着手届に記載された着手予定日以降の経費を対象とする。）

Q 2-2 求人広告掲載にかかる経費のみの申請でも良いのか？

(令和2年9月18日追加)

自社のホームページでの情報発信（企業の魅力発信、採用情報ページ、社員の声等）、スマホ最適化等、求職者に対し主に自社ホームページで魅力を伝えるのための経費に本事業を積極的に活用すること。

自社ホームページを新設した、最近リニューアルした等、採用情報の充実が十分図られていると判断した上で、求人広告の掲載により自社ホームページに求職者を誘引するために本事業の活用が必要と認められる場合は、求人広告掲載にかかる経費の申請は可。

Q 2-3 「インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費」について、インターネットで行う説明会の広報費も補助対象となるのか。

対象となる。

Q 2-4 「インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費」について、説明会で使用するプレゼン資料の作成委託料も補助対象となるのか。

対象となる。

Q 2 - 5 「インターネット上で実施する面接の導入に要する経費」について、面談を実施するための動画撮影カメラやタブレット等の購入費用も補助対象となるか？

対象となるが、1組限り補助対象とする。

なお、補助金で購入した物品を補助金の目的外に使用した場合は補助金返還の対象となりますので、注意すること。

(注意) パーソナルコンピューター、タブレット等の管理に関して

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、補助事業により導入した機器を他の用途へ使用したり、他社へ譲渡したり、処分したりした場合は、交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の返還を命ずることになる。導入した機器には、購入年月日や本補助金で購入したことを表示するなど、管理、取扱いには十分に注意すること。

Q 2 - 6 「インターネット上で実施する面接の導入に要する経費」について、導入するタブレット等の保守費や、すでに保有する機器の改修費も補助対象となるか？

保守費については、補助事業の実施期間（交付決定日～実績報告書提出日 ※着手届を提出した場合は、交付申請書受理確認日～実績報告書提出日）までの期間に要した経費は補助対象とする。

保有する機器の改修費については、当該機器を使用して補助事業を実施することが確認できる場合に補助対象とする。

Q 2 - 7 「事業所の魅力や採用情報を発信するホームページの新設や改修等に要する経費」について、どのような取組を想定しているのか。

- ・ スマートフォンへの最適化（スマートフォンの画面サイズに合わせて掲載位置等を変動させる）などの改修
- ・ 働く人の紹介や福利厚生、社会貢献等に関する情報の掲載するなど、求職者に事業所の魅力を伝えるホームページの新設、改修
- ・ SNSによる情報発信ツール導入



Q 2 - 8 「その他事業所の魅力や求人情報をインターネット上で広く発信するために必要な経費」について、一般的な就職情報サイトへの求人情報掲載料や電子 DM の配信料も補助対象となるか。

(令和 2 年 9 月 2 9 日更新)

補助対象とする。

ただし、原則、4 週間以上 3 か月分までの求人掲載料を対象とする。

また、途中の解約により返金が生じない契約を対象とする。

Q 2 - 9 一般的な就職情報サイトへの求人情報掲載について、掲載期間の条件はあるのか？

(令和 2 年 9 月 2 9 日追加)

原則として、4 週間以上で 3 か月分までの求人掲載料を対象とする。

ただし、新卒求人の掲載について、求人情報の公開解禁となる 3 月から翌年 3 月までの年間掲載パッケージへの参画に係る経費については補助対象とする。

Q 2 - 10 「その他事業所の魅力や求人情報をインターネット上で広く発信するために必要な経費」について、完全成功報酬型求人サービスの情報掲載料、紹介手数料も補助対象となるか。

(令和 2 年 9 月 2 9 日追加)

4 週間以上の情報掲載料は補助対象となり得るが、紹介手数料は「求人情報をインターネット上で広く発信するために必要な経費」ではないため補助対象外とする。

ただし、成功報酬型求人サービスの掲載にあたっては、令和 3 年 3 月 3 1 日までに支払が完了する「求人 1 名分の情報掲載料のみ」を補助対象とする。

なお、実績報告書に添付する領収書や請求書等についても、「紹介手数料」でなく、「情報掲載料」としての名目で受領すること。(「紹介手数料」の記載があるものや、「情報掲載料」であることが確認できないものについては、補助金が支給できない場合があるので十分確認の上、申請すること。)

Q 2-11 一般求職者の求人掲載にかかる経費も補助対象となるか？

(令和2年9月29日追加)

正社員の求人であれば、新卒に限らず一般求職者の求人掲載にかかる経費も補助対象となる。

ただし、Q 2-9のとおり、原則として、4週間以上で3か月分までの求人掲載料を対象とする。

Q 2-12 アルバイト求人の情報掲載にかかる経費も補助対象となるか？

(令和2年9月18日追加)

アルバイトの求人にかかる情報掲載料は補助対象とならない。

新卒（高卒、大卒）、一般求職者の正社員雇用を促す事業であり、自社のホームページでの情報（企業の魅力発信、採用ページ）充実、また、自社のホームページ、採用ページに求職者を誘導するための求人情報広告掲載等に経費として本事業を活用すること。

Q 2-13 自社のホームページに企業PR動画を掲載したい。動画の作成も補助対象となるか？

(令和2年9月18日追加)

自社ホームページでの企業情報充実を図るものであり、補助対象となる。

Q 2-14 You Tubeでの採用情報の有料広告掲出にかかる経費は補助対象となるか？

(令和2年9月18日追加)

補助対象となる。

インターネット上で、求職者が時間を問わず視聴することができるものであり事業目的に合致する。

ただし、テレビやラジオでの求人広告費は対象外とする。

Q 2-15 自社のホームページ等に会社の電子パンフレット（会社案内）を掲載したい。補助対象となるか？

(令和2年9月18日追加)

インターネット上で企業情報、企業の魅力を発信するものであり、補助対象となる。

Q 2-16 インターンシップ情報の掲載料については補助対象となるか。  
(令和2年9月29日追加)

インターンシップの情報掲載にかかる経費は補助対象外とする。

Q 2-17 会社の魅力や求人情報の発信のための電子書籍の作成費は補助対象となるか。  
(令和2年9月29日追加)

インターネット上で求職者へ広く情報を発信できるものであれば補助対象とする。Q 2-15にも記載のとおり、自社のホームページにも掲載し、求職者へ自社の魅力、採用情報の周知を図ること。

Q 2-18 事前課金（チャージ）型の求人情報掲載（Indeedへの掲載など）にかかる経費については、補助の条件があるか。  
(令和2年10月5日更新)

原則として、事業費税抜300,000円までを上限とする。  
消費税の取扱いについてはQ 5-10のとおり。  
なお、クリック型課金についても、事業費税抜300,000円までを上限とする。

## (参考) 求人情報や求人広告掲載のまとめ

令和3年3月31日までに支払を完了する求人情報や広告の掲載の費用について、対象の条件や対象となるかの可否についてまとめました。

(Q2-8~12、Q2-18をまとめたもの)

<b>一般的な求人情報サイト(DMの配信も含む)</b> (一定期間の契約に対し求人情報掲載料を支払うもの)
<b>新卒求人</b> 原則として、4週間以上の掲載であれば補助対象となる。 求人情報の公開解禁となる2021年3月から翌年3月までの年間掲載パッケージへの参画に係る経費についても、令和3年3月31日までに支払いを完了していれば全て補助対象となる。
<b>一般求職者求人(既卒者含む)</b> 原則として、4週間以上の掲載であれば補助対象となる。ただし、途中解約により返金が発生するものは補助対象外。 対象経費は3か月分までの求人掲載料。3か月分を超える経費については補助しない。
<b>成功報酬型求人サービス</b> (求人情報を掲載し、採用できた場合のみに課金されるもの)
<b>情報掲載料</b> 原則として、4週間以上の掲載であれば補助対象となる。対象経費は新卒・一般求人問わず、令和3年3月31日までに支払が完了する「 <u>求人1名分の情報掲載料のみ</u> 」。(「3ヶ月分まで」のような掲載期間による制限は設けない。) なお、実績報告書に添付する領収書や請求書等については、「 <u>紹介手数料</u> 」でなく、「 <u>情報掲載料</u> 」としての名目で受領すること(「紹介手数料」の記載があるものや、「情報掲載料」であることが確認できないものについては、 <u>補助金が支給できない場合がある</u> ので <u>十分確認の上</u> 、申請すること)。
<b>紹介手数料</b> 補助対象とならない。「企業の魅力発信、企業の採用情報発信の促進」という本事業の目的に合致しないため。
<b>事前課金型(チャージ型)の求人掲載(Indeedへの掲載など)</b> (事前に掲載料金を支払い、支払金額分掲載をするもの。契約期間が明確でないもの。)
<b>クリック課金型の求人掲載</b> (クリック1回の単価を設定し、クリック数に対して経費が発生するもの。) 契約形態の特徴から掲載期間の条件は定めない。対象経費は、原則として、事業費税抜300,000円までを上限とする。
<b>アルバイトの求人掲載</b> 補助対象とならない。新卒(高卒、大卒)、一般求職者の正社員雇用を促すことが目的の事業であるため。

本事業の活用方法について(Q2-2より)

<b>その1</b> 「自社ホームページの採用情報の充実」で求職者に自社の魅力を伝える 例:「企業の魅力発信、採用情報ページ、社員の声等」の発信やスマホ最適化等 ↓ <b>その1</b> ができれば…
<b>その2</b> 自社ホームページに求職者を誘引するために求人広告を出す

### 3 補助対象事業期間

#### Q 3 - 1 補助対象となる事業費の支出期間は？

原則、交付決定日以降に支出した経費を補助対象とする。

ただし、交付決定を待つと十分な事業効果が得られないなど、早急に着手する必要がある場合は、交付申請に合わせて「交付決定前着手届」を提出し、担当課の受領を確認した時点で、事業に着手することを可能とし、着手日以降に発生した経費を補助対象とする。

また、実績報告書の提出期限は令和3年3月31日としており、それまでに事業費を支払い領収書等を受領すること。

#### Q 3 - 2 求人情報掲載料等について、1年契約など一定期間の契約に対し、一括の支払を令和3年3月末までに終えていればすべて補助対象となるか？ (令和2年9月29日更新)

令和3年3月31日までに支出したものであれば、一定期間の契約分の経費は補助対象とする。

(例) 令和3年2月1日から令和3年4月30日まで情報掲載

令和3年3月1日全額支払

⇒ 補助対象となる。

(令和3年2月1日から令和3年4月30日までの経費が補助対象)

(例) 令和3年1月1日から令和3年3月31日まで情報掲載

令和3年4月1日全額支払

⇒ 補助対象外となる。

(支払が令和3年3月31日を過ぎているため)

(例) 令和3年3月1日から令和4年2月28日まで情報掲載

令和3年3月20日全額支払

⇒補助対象となる。(令和3年3月31日までに支払を終えているため)

実績報告書の提出期限は令和3年3月31日までであるので注意すること。

Q3-3 着手届の事業完了予定日とは？

(令和2年9月29日更新)

WEB面接機器やツールの導入、ホームページの新築、改修の場合、事業完了を予定している日又は事業費を支払う日のどちらか遅い日を記入すること(※令和3年3月31日までの日付)。

ただし、求人情報の掲載については、令和3年2月1日から令和3年4月30日までの掲載など、一定期間の求人広告を掲載する場合には、令和3年3月31日までに支出した場合を補助対象とするため、事業完了予定日は令和3年3月31日とすること。

なお、事業完了予定日が不明な場合も、交付決定前着手届の完了(予定)年月日は令和3年3月31日とすること。

(例1) {  
・ ホームページの改修の場合  
・ 令和3年2月28日までに改修完了予定  
・ 令和3年2月 1日支払予定  
⇒ 事業完了予定日 令和3年2月28日 とする。

(例2) {  
・ ホームページの改修の場合  
・ 令和3年2月28日までに改修完了予定  
・ 令和3年3月10日支払予定  
⇒ 事業完了予定日 令和3年3月10日 とする。

(例3) {  
・ 求人情報サイト掲載の場合  
・ 令和3年2月28日までに情報掲載予定  
・ 令和3年3月20日支払予定  
⇒ 事業完了予定日 令和3年3月20日 とする。

(例4) {  
・ 求人情報サイト掲載の場合  
・ 令和3年3月1日から令和4年2月28日までに情報掲載予定  
・ 令和3年3月31日支払予定  
⇒ 事業完了予定日 令和3年3月31日 とする。

※ 令和3年3月31日までに支払を終えた経費が本事業の補助対象となるので注意すること。

Q 3 - 4 求人情報掲載料等について、月単位での支払の場合はいつまでの経費が補助対象となるのか？ (令和2年9月29日更新)

令和3年3月31日までに支出した経費が補助対象となる。

ただし、Q 2 - 9のとおり、原則として、4週間以上で3か月分までの求人掲載料を対象とする。

Q 3 - 5 パソコンを導入する場合、導入後に交付申請するのか？ (令和2年9月18日追加)

申請後、県から交付決定が行われた後、又は交付決定前着手届提出後で県が書類を受領し、内容に問題がないことを確認できた時点以降で導入する必要がある。

#### 4 他の補助金の併用

Q 4 - 1 国、県、市町村、その他補助金で補助対象とならなかった経費の申請は可能か？  
(令和2年10月5日更新)

ほかの補助金で採択されている事業については重複補助となるため、補助対象外。

※ 例えば、ほかの補助金で3分の2の補助を受けている場合、残りの3分の1の経費について申請することは不可。



## 5 交付申請に関すること

### Q 5 - 1 交付申請の受付期限は？

令和3年3月31日まで受け付けるが、予算上限に達した場合は、申請の受付を終了するので、できるだけ早く申請すること。

### Q 5 - 2 交付申請書等の提出先は？

宮崎県雇用労働政策課まで郵送すること。  
〒880-8501（県庁の個別郵便番号）  
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当 宛

### Q 5 - 3 申請時に必要な資料は？

（令和2年9月29日更新）

- ・ 補助金等交付申請書（規則様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第1号）
- ・ 収支予算書（様式第2号）
- ・ 求人の内容が確認できる書類の写し
- ・ 県税納税証明書  
（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- ・ 法人にあっては、第2条第5号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第3号）
- ・ 暴力団関係者でないことを確認する誓約書（様式第4号）

【注意】 交付決定前に事業に着手する必要がある場合は下記資料も必要。

- ・ 交付決定前着手届（様式第5号）

※ 着手届を提出して事業を実施する場合には、必ず、県に申請書が届いていること、内容に問題ないかを確認して着手すること。

### Q 5 - 4 県税の納税証明書はどこで発行されるのか？

県内の県税・総務事務所、西臼杵支庁で発行される。  
代理人による申請も可能である。詳しくは最寄りの県税・総務事務所へ確認すること。

Q 5 - 5 県税の納税猶予を受けている企業は申請できないのか？

猶予を受けている場合は、「納税通知書の写し」の代わりに、県税・総務事務所が発行する「猶予許可通知書」の写しを提出すること。

Q 5 - 6 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第3号）に添付する領収証書の写しについて、複数の市町村に納税している場合は、全市町村の領収証書が必要か？

最も納税者（従業員）の多い市町村の領収証書のみで良い。

※ 個人住民税は、1月1日現在で、従業員が居住する市町村が賦課徴収することとなっている。

Q 5 - 7 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第3号）に添付する領収証書の写しがない場合、市町村の確認印はどこで押印してもらえばよいか？

特別徴収義務者の指定を受けている市町村の住民税担当課で確認印を受けること。

Q 5 - 8 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書に添付する領収証書について、インターネット上での決済をしている場合、その振込画面を添付すればよいか？  
(令和2年9月18日追加)

インターネット上の決済画面（振込確認画面）で内容が確認できれば問題ない。

Q 5 - 9 交付決定前着手届（様式第5号）は必ず提出しなければならないか？  
(令和2年9月29日更新)

県の交付決定後では、事業目的を果たせない場合、事業効果が低減する場合など、すぐに着手する必要がある場合に提出すること。

※ 着手届を提出して事業を実施する場合には、必ず、県に申請書が届いていること、内容に問題ないかを確認して着手すること。

Q 5 - 10 収支予算書の支出の部は税抜額を記載すべきか。

(令和2年10月1日追加)

補助金交付要綱第4条の記載のとおり。

消費税の課税事業者については、税抜額を記載すること。

仮に消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、交付要綱第11条第2項に記載のとおり、実績報告書を提出する際に、消費税等相当額を減額して報告すること。

Q 5 - 11 交付決定後、計画に変更が生じた場合は交付要綱第9条により必ず変更承認申請書（様式第6号）を提出しなくてはならないか。

(令和2年10月5日追加)

計画変更により事業費が減額となる場合には、変更承認申請書（様式第6号）の提出は不要。

計画変更により事業費が増額となる場合には、予算上限に達していないことを県に確認した上で、変更承認申請の提出が必要（Q 6 - 2のとおり）。提出が無い場合は増額分の補助を行う事が出来ない。

## 6 補助金額、補助割合等

Q 6 - 1 補助金額や補助割合は？

補助事業に要する経費の3/4以内  
補助金額は上限100万円とする。ただし、千円未満は切り捨てとする。

(例1)

事業費 2,000,000円 ⇒ 県補助金額 ~~1,500,000円~~  
3/4 ⇒ 1,000,000円 (上限額)

(例2)

事業費 800,000円 ⇒ 県補助金額 600,000円  
3/4

(例3)

事業費 550,000円 ⇒ 県補助金額 ~~412,500円~~  
3/4 ⇒ 412,000円 (千円未満切捨)

Q 6 - 2 予算上限に達した場合募集終了とあるが、交付申請書を出した分は必ず補助されるか？

(令和2年9月29日更新)

交付申請後、県が交付決定を行っているものについては、決定した額は補助される。ただし、実際の支払額が申請（計画）した額を下回った場合は、実際の支払金額を基に補助金額を算定する。

例1) 事業費 1,000,000 円

⇒ 交付決定額 750,000 円（事業費の 3/4 以内）

⇒ 計画どおり実施

⇒ 交付確定額 750,000 円

例2) 事業費 1,000,000 円

⇒ 交付決定額 750,000 円

⇒ 予定より事業費が縮小（事業費 800,000 円）

⇒ 交付確定額 600,000 円

例3) 事業費 1,000,000 円

⇒ 交付決定額 750,000 円

⇒ 予定より事業費が拡大する見込（事業費 1,200,000 円）

⇒ 予算上限に達していないことが（県に）確認できた場合は、変更承認申請を提出

⇒ 変更承認（変更交付決定額 900,000 円） ※

⇒ 変更内容どおり実施完了

⇒ 交付確定額 900,000 円

※ 例3の補助金増額の変更承認申請については、予算に残額がある場合のみ対応可能であるため、注意すること。

## 7 実績報告に関すること

Q 7 - 1 実績報告時に必要な提出資料は？

- ・ 補助事業実績報告書（規則様式第3号）
- ・ 事業実績書（様式第1号）
- ・ 収支決算書（様式第2号）
- ・ 本事業の実施要した経費が分かる資料（領収書等）

Q 7 - 2 本事業の実施に要した経費の内容、数量及び金額が確認できる書類の写しとは？

（令和2年9月29日更新）

基本的には、事業の内容、事業に要した経費が確認できる領収書。

領収書が発行されない場合等は、請求書と振込が確認できる資料を提出すること。

成功報酬型の求人掲載を行う場合、領収書や請求書は「情報掲載料」としての名目であること。（「求人紹介料」となっているものや、名目を確認できないものは補助できない場合がある。）

Q 7 - 3 実績報告書の提出期限は？

補助金交付額の早期確定のために、事業完了後は速やかに提出すること。

令和3年3月31日までに提出されない時は、補助金を交付しないときがあります。

## 8 補助金の請求に関すること

Q 8 - 1 補助金請求時に必要な資料は？

- ・ 精算払請求書（参考様式）
- ・ 通帳口座の写し（口座番号、口座名義人のフリガナ、銀行の取扱い支店名が確認できるもの）

## 9 補助金で導入した機器の処分制限や関係書類の保管に関すること

Q 9 - 1 この補助事業における申請書類等の保存期間は？

令和3年4月1日から5年間は保存すること。

Q 9 - 2 補助事業により取得した財産の処分はいつまで制限されるのか？

機器の種類により処分制限期間は異なる。

主なものは下記のとおり。その他の導入機器の処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二を確認すること。

パーソナルコンピューター：4年

タブレット：4年

カメラ（動画撮影用）：5年